

右、礼部に咨す

正統三年（一四三八） 月 日 通事馬俊

咨

注 (1) 義魯結制 この入貢は「明実録」正統三年八月甲戌の条に記

事がある。

1-17-05

国王尚巴志より（礼部あてカ）、貢使の僧官に度牒の給賜を
請う咨（一四三八、□、□）

琉球国中山王、度牒^①を請う事の為にす。

近ごろ僧官齋則の告に拠るに称すらく、今、国土の差遣を蒙り、
使と為りて朝貢するの外、今思うに、本国十刹内の報恩寺^②の僧官^③
を授得し、住持すること年久し。乞う、説きて転達を行い、移文
して度牒を授くるを請うを為さんことを、と。此れに拠り参照す
るに、僧官齋則、道号は天屋なり、実に本国十刹内の報恩寺の僧
官に係わり、住持して歴年を経たり、深く修行に勤む。理として
合に咨して乞うべし。煩^{ねが}為わくは題奏せんことを。度牒を給賜し
て回国せしむれば、誠に便益と為す。咨して施行を請う。

正統三年（一四三八） 月 日

咨

注 (1) 度牒 得度して新たに僧尼・道士となった者に官から下す許

可証。

(2) 報恩寺 『琉球国由来記』公私廃寺本尊併鐘事の項に記事が
ある。創建・廃止の年代は不詳。

(3) 僧官 朝廷から賜わる僧侶の官。僧正・僧都・律師の総称。

1-17-06

国王尚巴志より礼部あて、正旦令節の慶賀の進貢の咨

（一四三八、一〇、四）

琉球国中山王、見^げに慶賀等の事の為にす。

今、各件の事理を將て開坐し移咨す。施行を請う。須らく咨に
至るべき者なり。

計二件

一件、慶賀の事。今、長史^①梁求保を遣わし、表文一通を齎捧し、
及び安字等号海船三隻に坐駕し、通共に馬六十四・硫黄六万斤を
装載し、京に赴き正統四年（一四三九）の正旦令節を慶賀せしむ。
咨して、進収して施行するを請う。

一件、番貨の事。所有の船に随えて附搭する蘇木・貨物は、煩^{ねが}
わくは例に照らして奏して賜わんことを。施行せよ。欽依の事理
及び奉ぜる暦日は遵行するの外、理として合に通行すべし。咨し
て、知会して施行するを請う。

右、礼部に咨す

正統三年（一四三八）十月初四日

咨

注 (1) 梁求保 この入貢は『明実録』正統四年三月戊午の条に記事がある。

1-17-07

國王尚巴志より礼部あて、慶賀の進貢船の難破による補貢の事、海船の賜与を請う事の咨(一四三九、三、六)

琉球国中山王、慶賀の事の為にす。

近ごろ使者謂巴魯・通事鄭長等の告に拠るに称すらく、正統三年(一四三八)十月初四日に差同の長史梁求保^①等と表文・方物を齎捧し安字等号海船三隻に坐駕し、正統四年の正旦令節を慶賀せんとす。内、謂巴魯・鄭長等の領駕せる順字号海船一隻有り。馬二十四・硫黄二万斤を装載し、已に本国那覇港より開洋す。期せずして、海上の馬期山^②に前至し、風に遭い礁に衝り打破して貢物存する無し、と。謂巴魯・鄭長等、水に浮かび岸に投じ、小船に駕して国に到り具告す。

此れに拠り前事を参照するに、已經に礼部に移咨し轉達して奏聞せる事理に係わり、未だ敢えて擅便せず。理として合に、今、使者謂巴魯・通事人等を遣わし、馬二十四・硫黄二万斤を管送し、使者阿普礼^③是の船隻に附搭し、装載して京に赴き進貢すべし。并

びに咨して前因を奏聞するを請うの外、切に照らすに、本国、洪武年来より始まり今に至るまで職貢を敬謹し忠義を慰懃にして天朝に奉事し、欽んで聖恩もて小邦を寵愛し遠人を懐柔するを蒙る。今照得するに、貢物を装載せる船隻の一節は、比先洪武永樂年間、数うるに三十号船有り。通年往来し、多く破損を被り、止だ海船七隻を存するのみ。縁つて照らすに、前船は、原、宣徳六年(一四三一)の間、福建都司永寧衛金門千戸所にて欽撥せる順字号船にして、近故の使者由南結制・通事梁振に給付し、領駕して国に到らしむるに係わる。今、風に遭い打破するに因り、切に微邦の物料の艱難にして工力贍^{おほ}からず、未だ成造する能わざるに縁り、乞う、另撥の海船一隻を給賜するを蒙らんことを。来使謂巴魯等に交付して領駕し回国して、以て往来朝貢に応ぜしむれば便益ならん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

正統四年(一四三九)三月初六日

慶賀の事

咨

注*関連の記事が『明実録』正統四年七月甲戌の条にある。

(1) 梁求保 (一七〇六) 参照。

(2) 馬期山 馬斯山。『中山伝信録』等に、馬齒山と記される慶良間諸島の一つ。